

指定居宅介護（重度訪問介護）事業運営規程

【 訪問介護サービス ことり 】

（事業の目的）

第1条 日常生活に営むのに支障がある障がい者等（以下「利用者」という。）に指定居宅介護（重度訪問介護）の提供にあたる従業者（ホームヘルパー）を派遣し、居宅において入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者がその居宅等において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃時等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護（重度訪問介護）に関する援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護サービス ことり
- 二 所在地 山口県岩国市麻里布町5丁目15-27

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、従業者の業務及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 二 サービス提供責任者 2人以上

サービス提供責任者は、居宅介護（重度訪問介護）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護（重度訪問介護）の利用の申込みに係る調整、サービス提供職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行うものとする。

- 三 サービス提供職員 10人以上（サービス提供責任者含む）

サービス提供職員は、指定居宅介護（重度訪問介護）の提供を行うものとする。

四 事務業務は、上記サービス提供者が行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休とする。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 前項1及び前項2に関しては、状況によりその他の日時においてもサービス提供を行う事ができるものとする。
- 四 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護（重度訪問介護）の内容)

第6条 指定居宅介護（重度訪問介護）の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 重度訪問介護サービス

(利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第7条 指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した場合の利用料の額（福祉・介護職員処遇改善加算を含む）は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定居宅介護（重度訪問介護）が法定代理受領サービスであるときは、支給決定障害者等から当該居宅介護（重度訪問介護）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した際は、当該居宅介護（重度訪問介護）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

一 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護（重度訪問介護）に要した交通費は、弊社負担とし徴収しない。

二 キャンセル料

指定居宅介護（重度訪問介護）の利用をキャンセルする場合は次のとおり徴収する。

- ・ 訪問後のキャンセル 2000円
- ・ 訪問までのキャンセル 0円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岩国市（旧岩国市、旧玖珂町、旧周東町、旧由宇町、旧美和町、旧美川町）の区域とし離島を除く。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定居宅介護（重度訪問介護）の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療関係への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する者とする。

(契約時の書面の交付)

第10条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第11条 指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第12条 管理者は、適切な指定居宅介護（重度訪問介護）が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第13条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第16条 指定居宅介護（重度訪問介護）の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 サービスの提供に伴って当該事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当該事業所は、前項の損害賠償のために損害責任保険に加入する。

(障がい者虐待防止及び身体拘束排除・援護者支援宣言施設)

第18条 (1) 障がい者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

1. 虐待防止に関する担当者を選定する。
虐待防止に関する担当者（嵯峨亮）
2. 虐待防止のための指針の整備をする。
3. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
4. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(2) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わないこと。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は養護者に対して文章にて説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で対応する。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行う。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行っていく。

- ・ 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- ・ 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。

- ・ 一時性……利用者本人または他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除する。
- (3) 当事業所は障がい者虐待防止や家族介護等の擁護者支援の施設と障がい者の人権を守る等の目的を理念とする。

(その他)

第19条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社もういちどと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月21日から施行する。
この規程は、平成26年6月1日から施行する。
この規程は、平成26年7月29日から施行する。
この規程は、平成26年8月31日から施行する。
この規程は、平成26年9月1日から施行する。
この規程は、平成26年10月31日から施行する。
この規程は、平成26年11月27日から施行する。
この規程は、平成26年11月28日から施行する。
この規程は、平成27年2月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年5月11日から施行する。
この規程は、平成27年6月11日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成27年10月1日から施行する。
この規程は、平成28年1月1日から施行する。
この規程は、平成28年3月1日から施行する。
この規程は、平成28年6月1日から施行する。
この規程は、平成28年6月19日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成28年12月1日から施行する。
この規程は、平成29年1月1日から施行する。
この規程は、平成29年2月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年9月1日から施行する。
この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月5日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和1年5月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。